

島田市人事行政の運営等の状況の概要

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数 (人)			主な増減理由
		令和5年	令和6年	対前年 増減	
一般会計	市長部局等	523	531	+8	
	教育委員会	103	100	▲3	
	小計	626	631	+5	
特別会計	病院	752	746	▲6	
	病院以外	80	82	+2	
	小計	832	828	▲4	
合 計		1,458	1,459	+1	

(2) 採用及び退職の状況 (令和5年度)

区 分 部 門		採用 (人)		離職 (人)					
				退 職				免 職	
		新規	再任用	定年	勸奨	普通	任期満了	分限	懲戒
一般会計	市長部局等	26	3	6	2	6	1	16	4
	教育委員会	5	2	3	0	1	0	1	1
	小計	31	5	9	2	7	1	17	5
特別会計	病院	63	4	2	5	73	0	9	4
	病院以外	1	1	0	1	0	0	5	0
	小計	64	5	2	6	73	0	14	4
合 計		95	10	11	8	80	1	31	9

(3) 障害者の雇用状況 (令和5年度)

①対象職員	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率
1,704.5	43.5	2.55	0.05	2.6

(注) 1 島田市が認定地方機関として、島田市教育委員会及び島田市立総合医療センターをまとめて障害者の雇用状況等を通報します。(障害者の雇用の促進に関する法律第42条第1項関係)

2 ①欄の「対象職員数」とは、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数です。

・「対象職員数」＝(常時勤務する職員＋短時間勤務職員×0.5)－除外職員等

3 ②欄の「障害数」は、障害者手帳等を所持している職員のうち障害者雇用率の調査に同意した職員の総数です。

・「障害者数」＝「常時勤務する職員のうち障害のある職員A」＋「短時間勤務職員のうち障害のある職員B」

・A＝（身体障害者数＋知的障害者数＋精神障害者数）＋（重度身体障害者数＋重度知的障害者数）×2

・B＝（身体障害者数＋知的障害者数＋精神障害者数）×0.5＋（重度身体障害者数＋重度知的障害者数＋精神障害者数※）

※精神障害者である短時間勤務職員の特定に該当する者

4 ③欄の「実雇用率」とは②「障害者数」を①「対象職員数」で除し、100を乗じた数です。（小数点以下第3位を四捨五入）

5 ④欄の「不足数」とは、①「対象職員数」に⑤「法定雇用率」を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から②「障害者数」を減じた数です。

(4) 女性職員の管理職への登用状況（令和6年4月1日現在 単位：人）

区分	総登用数（A）	うち女性数（B）	割合 B/A（％）
部長級	12	1	8.3
課長級	62	7	11.3
計	74	8	10.8

(5) 再任用職員の状況（令和6年4月1日現在 単位：人）

	フルタイム勤務	短時間勤務
	週 38 時間 45 分	週 30 時間
市長部局等	17	20
教育委員会	7	5
計	24	25

(6) 定員管理の数値目標及び進捗状況

- ・平成28年度より職員数の削減による取組を改め、複雑多様化する行政需要への対応、職員のワーク・ライフ・バランスの推進、職員の年齢構成バランスの是正を念頭に目標数値を定めて取り組んでいる。
- ・より効率的で効果的な職員配置、再任用制度及び会計年度任用職員制度の活用等により、活力ある職員体制の構築を目指し、引き続き適正な定員管理に努める。

2 人事評価の状況（令和5年度）

- ・職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力及び達成した成果を把握する人事評価制度の運用を平成28年4月から開始し、人材育成の促進と組織力の向上を図っている。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の人件費率
45,341,421	5,315,623	11.7	12.6

(2) 職員給与費の状況（令和5年度普通会計決算）（単位：千円）

職員数 (人) A	職員給与費				1人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B	
658	2,337,182	341,563	898,092	3,576,837	5,436

(注1) 職員手当には退職手当を含まない

(注2) 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、会計年度任用職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（ ）内の数字は県下の順位

年度	島田市	静岡県	備考
令和5年度	100.0 (14)	102.2	県下21市中
令和4年度	100.5 (12)	102.2	県下21市中
令和3年度	100.3 (13)	102.2	県下21市中
令和2年度	100.4 (14)	102.4	県下21市中
令和元年度	100.0 (14)	102.3	県下21市中

(4) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	310,380円	41.7歳

(注)「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である

(5) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	島田市	国
一般行政職	大学卒	222,000円
	短大卒	—
	高校卒	188,000円
技能労務職	高校卒	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	265,800円	310,800円	362,200円	404,700円
	高校卒	239,600円	281,800円	—	382,900円
技能労務職	高校卒	—	—	—	372,600円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	職員数（人）	構成比（％）
8級（部長級）	12	1.6
7級（課長級）	59	7.7
6級（課長補佐級）	60	7.9
5級（係長級）	100	13.1
4級（主査）	173	22.7
3級（主事）	229	30.0
2級（書記）	85	11.1
1級（事務員）	45	5.9

（注） 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年度における運用	管理職員		一般職員	
人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の部分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				

(9) 期末・勤勉手当（令和5年度）

島田市		国	
支給割合		支給割合	
期末手当	2.45月分	期末手当	2.45月分
勤勉手当	2.05月分	勤勉手当	2.05月分
計	4.50月分	計	4.50月分

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和5年度における運用	管理職員		一般職員	
人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				

(11) 退職手当（令和5年度）

支給率	島田市		国	
	自己都合	定年・早期	自己都合	定年・応募認定
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	3,016,466円	21,637,802円	—	—

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(12) 地域手当（令和5年4月1日）

区分	島田市	藤枝市	焼津市
支給率	0%	3.0%	3.0%

(13) 特殊勤務手当

区 分	内 容	
手当の種類（手当数）	14	
代表的な手当の名称及び支給額	児童発達支援業務手当	日額 150円
	保育所保育業務手当	日額 100円
	ごみ収集等作業手当	日額 550円
	し尿処理作業手当	日額 650円
	用地交渉手当	日額 250円

(14) 時間外勤務手当

令和5年度	支給実績	138,894千円
	平均単価	2,505円
令和4年度	支給実績	125,472千円
	平均単価	2,438円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(15) その他の主な手当(令和6年度)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○配偶者 6,500円 ○扶養親族たる子 10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 ○父母等 6,500円	異なる	行政職給料表8級相当職員 配偶者 3,500円 父母等 3,500円
住居手当	○持家に居住する場合 ・支給対象者 持家の世帯主及び主たる生計維持者並びに月額15,500円を超える額の住宅資金借入金を償還している職員 ・支給額 4,300円 ○借家・借間に居住する場合 ・支給対象 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・最高支給限度額 27,300円	異なる	○持家に居住する場合 支給なし ○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 16,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・最高支給限度額 28,000円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することや自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	異なる	・1か月当たり最高支給限度額 75,000円 ・交通用具使用者 片道5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,200円

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 か月当たり最高支給限度額 55,000 円 ・ 交通用具使用者 <p>片道 2 km 未満 3,500 円※</p> <p>片道 2 km 以上 4 km 未満 5,500 円</p> <p>片道 4 km 以上 6 km 未満 6,900 円</p> <p>片道 6 km 以上 8 km 未満 8,200 円</p> <p>片道 8 km 以上 10km 未満 9,700 円</p> <p>片道 10km 以上 12km 未満 11,200 円</p> <p>片道 12km 以上 15km 未満 12,900 円</p> <p>片道 15km 以上 19km 未満 15,400 円</p> <p>片道 19km 以上 24km 未満 18,100 円</p> <p>片道 24km 以上 30km 未満 20,800 円</p> <p>片道 30km 以上 24,100 円</p> <p>※ 2 km 未満は所属長が必要を認めた場合のみ</p>		<p>片道 10km 以上 15km 未満 7,100 円</p> <p>片道 15km 以上 20km 未満 10,000 円</p> <p>片道 20km 以上 25km 未満 12,900 円</p> <p>片道 25km 以上 30km 未満 15,800 円</p> <p>片道 30km 以上 35km 未満 18,700 円</p> <p>片道 35km 以上 40km 未満 21,600 円</p> <p>片道 40km 以上 45km 未満 24,400 円</p> <p>片道 45km 以上 50km 未満 26,200 円</p> <p>片道 50km 以上 55km 未満 28,000 円</p> <p>片道 55km 以上 60km 未満 29,800 円</p> <p>片道 60km 以上 31,600 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 併用者（交通機関と交通用具）最高支給限度額 55,000 円※ <p>※新幹線等利用者は 20,000 円を限度に加算有</p>
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当に関する規則で指定する職を占める職員に対し支給する。</p> <p>月額：職務の級、職の区分に応じ定める額</p>	異なる	一部国と異なる区分あり

(16) 特別職の報酬等の状況（令和5年度）

区 分		給料月額等		
給料	市長	870,000 円		
	副市長	712,000 円		
議員報酬	議長	435,000 円		
	副議長	390,000 円		
	議員	370,000 円		
期末手当	市長	4.5 月分		
	副市長	4.5 月分		
	議長	3.4 月分		
	副議長 議員	3.4 月分		
退職手当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	市長	87 万円×在職期間×45/100	1879.2 万円	任期毎
	副市長	71.2 万円×在職期間×30/100	1025.3 万円	任期毎

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、上欄の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間 45分	8時 30分	17時 15分	12時 00分～13時 00分

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和5年1月1日～12月31日）

区分	一人当たり平均使用日数
市長部局等	11.6日
教育委員会	10.4日

(3) 特別休暇等の導入状況（令和6年4月1日現在）

	摘 要
特別休暇等	<p>・ 下記の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>公務上又は通勤による負傷・疾病、負傷・疾病（結核含）、選挙権等公民権の行使、証人等の出頭、骨髄液提供（ドナー）、ボランティア、結婚、産前、産後、授乳等、配偶者の出産、育児参加、子の看護、介護、忌引、父母の祭日、夏季、住居の被災、交通遮断、災害回避、生理、妊婦の通勤緩和、妊婦の保健指導等、妊婦の休息・捕食、妊娠障害、感染症予防</p>

（注）取得要件、取得日数等は、「勤務時間、休暇等に関する条例」、「勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」及び「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

(4) 介護休暇の取得者数（令和5年度）（単位：人）

区分	取得者数	介護休暇承認期間				
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え
市長部局等	0					
教育委員会	0					
医療センター	0					
計	0					

（注）当該年度に新たに介護休暇を取得した人数である。

(5) 育児休業及び部分休業の取得者数（令和5年度）（単位：人）

区分		育児休業取得者数	育児休業承認期間				部分休業取得者数
			6月以下	6月超え1年以下	1年超え1年6月以下	1年6月超え2年以下	
市長部局等	男性	3	3				3
	女性	14		6	6	2	29
教育委員会	男性						
	女性	1		1			3
医療センター	男性	9	9				1
	女性	18		9	8	1	75
合計	男性	12	12				4
	女性	33		16	14	3	107

（注）当年度に新たに育児休業を取得した人数である。

(6) 育児短時間勤務制度の状況

ア 勤務形態（通常の勤務時間の職員）

	勤務日・時間	週休日
1	月～金に3時間55分ずつ（計19時間35分）	土、日
2	月～金に4時間55分ずつ（計24時間35分）	土、日
3	勤務日3日に7時間45分ずつ（計23時間15分）	土、日と月～金のうち2日
4	勤務日3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分（計19時間25分）	土、日と月～金のうち2日

イ 利用実績（令和6年4月1日）

	市長部局等	教育委員会	医療センター
利用実績	3	0	5

(7) 自己啓発等休業の取得者数（令和6年4月1日現在）（単位：人）

区分	取得者数
市長部局等	0
教育委員会	0
医療センター	0

（注）職員の資質向上に資するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動に参加するための休業制度である。

(8) 配偶者同行休業の取得者数（令和6年4月1日現在）（単位：人）

区分	取得者数
市長部局等	0
教育委員会	0
医療センター	0

（注）継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度である。

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）（単位：人）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	0	0	21	0	21
教育委員会	0	0	1	0	1
医療センター	0	0	9	0	9
合計	0	0	31	0	31

（注）分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言う。

(2) 懲戒処分者数（令和5年度）（単位：人）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	4	0	0	0	4
教育委員会	1	0	0	0	1
医療センター	3	1	0	0	4
合計	8	1	0	0	9

（注）懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分を言う。

6 サービスの状況

(1) サービス規律遵守及び倫理の保持に関して講じた施策（令和5年度）

区分	取組内容
全職員	綱紀の厳正保持及び職員の厳正なサービス規律を確保するための通知を 発出した。 ・ 綱紀粛正に関する通知 ・ 交通安全意識の徹底に関する通知

(2) 職務専念義務の免除

	概要
免除の対象となる主な場合	・ 地方公務員法第 35 条の職務専念義務は、以下のような場合に免除される。 ア 研修を受ける場合（ただし、市が行う研修を除く。） イ 健康診断を受ける場合 ウ 職員団体の交渉を行う場合

(注) 免除される場合や免除の期間等は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」により定められている。

(3) 兼職・兼業の許可件数（令和 5 年度）

区分	許可件数	主な許可事例
市長部局等	15	歴史資料調査、スポーツ指導員
教育委員会	0	
合計	15	

(注) 上記の許可は、地方公務員法第 38 条第 1 項及び教育公務員特例法第 17 条第 1 項に基づくものである。

7 退職管理の状況

- ・ 島田市職員の退職管理に関する条例及び島田市職員の退職管理に関する規則に基づき、再就職者による現役職員への働きかけの規制や、再就職状況の届出の義務付け等を行い、再就職に関する公正性及び透明性を確保している。

8 研修の状況

職員研修の概要等

- ・ 「島田市人材育成基本方針」及び「職員研修計画」に基づき、既成概念にとらわれない柔軟な発想を持った職員や稼ぐまちを具現化するためのノウハウと人脈を持った職員を育成する研修に重点を置きつつ、時代を問わず普遍的に必要な基礎的能力を高めるため、各種研修を実施した。

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（医療センター除く）（令和 5 年度）（単位：人、％）

区分	対象者	受診者	受診率
健康診断	720	148	20.6
人間ドック	—	552	76.7

(2) 公務災害等の認定状況（令和5年度）（単位：件数）

区分		市長部局等	教育委員会	医療センター	計
認定	公務災害	4	2	12	18
	通勤災害	1	0	0	1
	計	5	2	12	19

10 公平委員会の業務の状況（令和5年度）

業務の種類	件数
不利益処分に関する審査請求	0件
勤務条件に関する措置の要求	0件